



ワ7
文 6113
4



泰西國法論卷四

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第一章 定律の國法とし國家の由く以て制度法令と定むる所の條規條例と總攝して之と言ふをり

第二章 右の條規條例を概する根本律法中より集記する本律法を國家至高の律法とし又之を國綱或を朝憲或國制又單に制度と稱す他一切律法の本原なり

第三章 定律の國法を一頭多頭兩政治より行ふ可し
定律の一頭政治も即有限君主の國として世よ所謂定律

去
水五味均平藏

大正3年
1月

比君國なり

第四章 文明の諸國々於て定律國法の端緒始て露ち
新史の初々於て今と距る年既より久一

第五章 定律の國法數百年の歲月を重ねて漸々其歩
と進め終る完備より一も獨英吉利のみ

第六章 大陸の諸國々於て法朗西學士孟得斯^{モーティア}咎^{キウ}ルウ
サウ其説を唱へたる職^{シテム}是由り千七百八十九年
佛國變亂の為よ煽動せられ其説諸州^ス蜂起一 定律の國
法頓々成長一たり

春秋國史言卷四

本五
卷四

第二篇

根本律法即國制又稱朝綱

第一章 根本律法も國家至高の律法として職^{シテム}て定律
國法の大本と詳明確定す

第二章 根本律法も惟國制の大綱領と掲ぐる耳其詳細
ナリと各箇の律法即所謂經綸律法中より具載す

第三章 根本律法の所載と別らて二大綱を為す可ト

第三章 菩提王甲 國家住民彼此權義の定規

律^{シテム}乙 國制即建國の法制

第四章 定律の諸國は於て根本律法も實は國朝の大憲

盛典大禮と以て之と國中より頒告、國中の諸權誓て其長
久より守る可きが定む可レ〇故より概すもに根本律法中より
特條りり殊更より其頓より變易す可らざると掲示ナ

第五章 惟英國よりてれど其國制と根本律法を集記せ
ずして各箇の律法中より特記す故より國制の定ナ。や一朝
一夕の事より非ず積年沿革の致す所ナリ故より絶ず常例の
制法よりて其不足を補ひ其陳腐を改ム

第三篇 国法論の本義と根本律法の解説

日本本草書

第三篇

第三篇

第一章 國法論の大本より從む根本律法の掲記考ル所左
れ如ク

第二章 第一、國家より對して住民有する所の諸權

第三章 第二、國民の公權即所謂都人土權

第三章 國家より對して住民の務む可き義

第二章 住民の國家より對して有する所の諸權と根本律
法より條載して守保す可き事行リ又然行リ及ざる事行リ
故より其精疎詳略と其國其時の形勢を準則として一概の論定

難ナ。日本本草書中より取説をすくナ國卷

第三章 右住民の諸權根本律法中より明記せざるを國家或之と敬重せざる恐る國了於之を須らく之との的確明細の條記す可。

第四章 國民の公權を經國の制度と關係親密あらむ宜しく根本律法中より明記す可。

第五章 尤綿密の條記す可きを通國及ひ州邑の代民議事を推舉する公權と推舉に當る可き公權の條例にて所謂選舉法あり。

第六章 國家の對して住民に務む可き義も綿密の根本律法中より揭示す可一是二点を國家其住民の對して行ふ所の權を明白にする為なり二点を右國家正權の界限と

定め其私と制一肆人の特恩特准と與へ威福と作すと防ぐ為なり

第四篇

國制即建國の法制

第一章 根本律法中の尤多く尤詳ある條款を國の制度と定む所の條目あり

第二章 第一より記載す可きし政體の定議にて其國を定て或そ多頭政治の國ヨリ或そ一頭政治の國とするより而して一頭政治の國ア於テも兼て繼継の次序を定む可

第三章 次より國家の主權を操持する人を定め次より其三方向制法政令司法の權を執行する法を定むべ

第四章 政令理財の綱領及び國家の特よ心を用ふ可き

國事を亦根本律法の定む可き所あり

第五章 其目と舉れ左の如一

第一 通國政令の制

第二 州邑政令の制

第三 収納出費貨幣及び國債の制

第四 法教學校濟貧產業水利道路橋梁兼攝地方等

重大事件須要の定則

第六章 之と根本律法より條記する體裁二様より別る

第七章 甲政令理財の大體と定め及び法教等國家の留意すべき事件の綱領と掲ぐるあり

第八章 し君主の私意妄行を防ぎ暴政或て怠慢を防ぐ

為の柵欄保証と與ふるやう

第九章 根本律法と以て此保証と與ふる二道なり

甲 國家の威權と等平ヨリ其勢と均く一私ニ威福と張るが相制する様より通國の制度を立さり

乙 政令理財と良善あるじむる特別の保証と設る

なり

第五篇

第一 章 見今定律國法の要旨を國內より威權の平均と調
つゝ威權を操る者の威福を張り、防ぎ人々自主の業及
其諸權を保全し并に國家の公益を保護す所に在り
第二 章 右の要旨を達するべく為は定律國法は於て制法
政令司法の三權と別ち政令と制法の下に置き司法と自
立自治の法士より託す可
第三 章 定律の國法は於て右の要旨を達するべく為は殊
緊要とするは國家の頭主より政府は平列して代民總會
を立て制法の權と別ら政令と監視せしむるなり

第四章 代民總會も獨政府の輔弼參謀のみよ止らん。自其所見よ從ひ獨斷獨行す可。

第五章 代民總會の列即議事よ任する人を宰相の如く國君の臣よ非ず故よ必一も其命令よ恭順を要す。○之と仕する者國民あり故よ其責と受す所專國民よ在り。

第六章 又代民議事と法士の如く惟律法と遵守す。官よ非ず其職君主と法と議して法と定むるなり。

第七章 定律の國法よ從。を國內よ二箇自立の權威にて匹敵對抗す。政府及び代民總會是なり。是此二體心と協せ力を戮ぢく國家の大益と增長せんが為なり。

第八章 此の如く自立の二體並立する時互に相激し間隙と生ずる患無き。保ち難い。故よ豫め此患と防ぐ具亦是可。

第九章 豫防の具左の如

第一 宰相の仕責

第二 代民總會監視糾問の權

第三 代民總會呈議の權

第四 代民總會と別て二局とする事

第五 代民總會と開閉する權政府よ在る事

第六 代民總會と解散する權政府よ在る事

第十章 宰相の仕責就中所謂道學の論よ屬する仕責の

力よ因て以て政府と代民總會の同心一致と長才ふ足る
第十一章 定律の國よ於て宰相任責の裨益を殊よ政府
として根本律法の條例よ從て政令と行ひむるなり

第十二章 代民總會監視糾問の權を宰相の任責と相连
結する事親密たり蓋其責よ任する者を宰相と之と
監視糾問する者を代民總會たり

第十三章 監視糾問の權を恒よ政府の行事と監視し
公然たりて其是非得失と駁論し國家の大事よ當てを特よ
宰相比解明と請ひ律法の行否政令の得失通國の状情等
と糾問すると云ふ

第十四章 呈議の權を代民總會國の為よ有益ありと思ふ

所の議論と奏呈する權あり

第十五章 呈議の權を行ふ二様なり

甲 奏書と國君よ呈して國家の利害得失を深切よ
報告するなり

乙 新の律法と制す可く或之と變革す可き時よ
當て政府之と欲せば或そ殊更よ之と慢る時
律法の文案を草して之と政府よ呈するなり
第十六章 呈議の權釐正の權と親密よ相連結す此を政
府して草したる律法の文案と代民總會披閱して改正する
權なり

第十七章 代民總會と二局よ別つと緊要とする由縁を

律法の草案を丁寧に討論考覈せしめむる為なり其政府
は抵抗する事過て甚しきが故に防ぐる為あり國家重大の事
件と執行するに當て思慮綿密に涉らむる為あり
第十八章 代民總會と二局は別てる國よ於て概する二
局の制度職掌威權は小異同なり

第十九章 代民總會開閉の權を政府之と操持す可一是
其故代民總會威福を逞う遂に永任の議政官と成るが
防ぐたり

第二十章 又政府其代民總會と開閉する權を持み遂に
代民總會を廢し獨威福を擅すと防ぐる為より代民總
會と必會合す可き例年の月日時限を確定して根本律法

ヲ明示する事緊要なり

第二十一章 代民總會と解散せしむる權をも政府代民
總會の一局或は兩局共に解散せしめて罷歸す權あり但
然る時も國民新は又代民議事と推舉して之を代ふ

第二十二章 政府と代民總會との議論相合せし時もそ
遂に相和す可らざる矛盾と生じ由て以て國家の平安と
妨害不通國の公益と害する事有り是政府代民總會と解散
せしむる權を有す可き原由なり

第二十三章 代民總會と解散せしむる其理政府代民
總會と争ふ所の議論と國民と訟うる同士而して國民
新は代民議事と推舉すを正す其判斷を為すなり

第二十四章 若夫見任の代民議事國民の望と失ひ復國用と供せざる事明瞭ある時と代民總會と解散せらむ權止む可らざりなり

第二十五章 然れども上章の如く代民總會と解散する比止む可らざる事と代民議事推舉の法と改正する時と殆無用と屬す可一其法譬を代民議事推舉の時と別て二三十半と甲の年と推舉一三十半と乙の年と推舉するなり

第六篇

政令理財と良善あらじむる保証

第一章 根本律法と由て以て政府と代民總會の間と威權の平均と調護し人民自主の權と初とし、一切の權利平安と守護す然までも是猶未善と盡ざるなり○根本律法と以て政令の不善と防き通國の公益と保護する事亦緊要なり

第二章 政令も終始政府の特權ある可一是定律國法論の認て善とする所なり故に代民總會政令理財と司とし其許さる所あり

第三章 右の如く政令と根本律法及び他律法所定の條

例より準一獨政府の專とする所ある可一然れども終始代民總會若く其他の自立せる國會の監視を從ふ可一
第四章 定律國法より代民總會として終始政府の政令と監視せしむる制度左の如一

- 第一 政府其行事并に全國の形勢及び國家の大利害より關する事と報告す可一是政府の義務あり
- 第二 宰相の任責
- 第三 財政の前年より定めしる積書より從て之を理り翌年其會計辯解を為す可一

第七篇

政府の報告

第一章 政府代民總會より與する所の報告と通特の二種

行り

第二章 通種の報告と就中通國の形勢と布告すより其精疎詳略と時宜よ從ふ此と定律諸國の例にて毎歳代民總會と開く日ア君主御座より登り口づく之と宣告す之と聖喻と稱す

第三章 特種の報告と根本律法の條例より從ひ或そ然らざる時宜より國家の大利害より關涉する事件と言語或文書にて報告するあり

第四章 政府の報告ノ因より代民總會政令の得失邦國の
情態を察り由て以て其議論を出す階より是政府報告の
要用ある由縁あり

萬人篇

宰相の任責
第一 章 宰相も國中第一の高官として國君躬親ら其人と選舉にて各科政令の管轄を依託する所の人あり
第二 章 宰相の任責も獨其處分の上止りし○管下の僚屬各其職掌と慎守する責より任すと雖も宰相も國家政令の全體を負荷する責より任す之と稱して道學の論より屬する任責と云ふ

第三章 宰相の第一の責と受て辯解と為す可きを國君あり國君も其意見よ仕え宰相と進退す

第四章 定律の國法論より從じ獨君主の責より對するべき

あらじに又其自己の處不及び政府の處分は就て代民總會の詰問と辯解才可。

第五章 定律君國の定論より從ひ専ら國事の責より任す者と宰相にて君主と人との詰問才可らず又凌辱才可らず

第六章 其故に君主と躬親ら國の大主權と領一或之と其身より表一其位至高にて復其罪状と問治才可き人無れをなり

第七章 若夫君主亦其無道の行事或之政事の過失は就て詰問の辯解と為ナ可き時と獨國君と敬尊する道缺るめどあらず君主の上より更より君主の所行と裁斷才可一權

位と尚子うて體裁宜かざりあり

第八章 宰相代民總會の詰問と辯解才可三道り

第一 刑法の詰問

第二 私法の詰問

第三 代民總會の詰問

第九章 若夫宰相根本律法と幾ト一或他の律法と犯一或律法を行ふ可きよ當りて殊更より之と怠り或國家と危へ又て過多に威福と張る時も刑法の詰問と辯解才可

第十章 刑法の詰問と為ナ當て愛憎怨歎等の私情絶て行ふ可らず

第十一章 詰問の下界を明瞭精密よ定て之と律法は掲

記す可一故ニ律法ニ明示一ニ刑ナ可一ニテ所の罪状
慢務ニ非キを絶て刑法の詰問を施す可也○又各箇の
罪科ニ就て宰相の受く可き刑罰と明白ニ律法上ニ指示
す可一

第十二章 宰相の罪と治ヲシ或ニ君主或ニ代民總會よ
リ其例格ニ律法ニ之と確定一且宰相ニ優ニ自ら防守
する路と與ふ可一

第十三章 有罪宰相の裁決ニ國內至高法衙の司る所ふ
リ或ニ律法の明文ニ從て時ニ臨て特ニ法官と置き之と
司らトム

第十四章 君主特赦停問措不問の權と有すと雖モ代民

總會之を許諾す可一非キを或ニ告られ或ニ裁決既ニ定
れラ宰相の為ニ君主擅ニ之と行ふ可也

第十五章 私法の詰問ニ宰相不正の處分ニ因テ國家の
損害と起ニテ時ニ詰問ナリ若夫宰相之と辯解する能
ざル時ニ其私財と以テ之と償ふ可一

第十六章 私法の詰問と施す可き時宜詰問と興す可キ
人及ヒ其方法并ニ裁決と同ニ法士ニ至ニ迄皆明白ニ律
法ニ指示す可一

第十七章 代民總會の詰問ニ専ラ道學の論ニ屬リテ其
性質功用共ニ法學の論と以テ論定す可也

第十八章 此詰問ニ代民總會終始政府の行事と監視す

3間と其呈議糺問の權并々宰相の解明を要する權中止
行3

第十九章　此詰問の趣旨を代民總會宰相の行事或て政
令の處分より就て宰相と論駁し宰相之と辯解する能ぢれ
を其職を退き一ひよ在り

第九篇

國家の財政をよく善く保証

第一章 國家財用の政と政令の一派として政府特よ之と
司り代民總會と一と司らむ可らず

第二章 然れ共代民總會とノミ政府財用の政を監視せ
リム可ト是其故政府財用の政シテ廉正儉約アリシ
且歲入宜シト得歲出其趣旨ニ恵ひ國家の公益ニ供セ
ルんゲ為ナリ

甲 積書

第四章 積書する本年の費用と其前年より豫て算定し
兼て其費用を收取する所の方を指示する文牒なり

第五章 積書を之と代民總會より交換し代民總會をして
條と逐て微細に検査せしむ可一〇代民總會之と可と
許諾する時も其許諾の文と政府より輸す其文律法の體と
倣ふ之を積書の律法と稱す

第六章 積書中出費の條と各局各部本年費用至多の
額と定記す

第七章 各局各部の費用其至多の額と踰む可らず若夫
臨時の費用にて其額と踰る時も新より代民總會の許諾
と要す可一〇并より積書中甲の費用と以てこの費用より代

み可らず若夫之と要する時も又代民總會の明許と要す
可一之と改書或も改正と稱す

第八章 収納を豫て常額と定り難一〇歳入收稅其道
多端より其皆以て其額數と前定す可らず

第九章 故より積書中と唯收納の大略を算し某々の稅
と以て某々の費より充ると概記す耳

第十章 新より金と借りて國債と為し或も之を償還し又
彼此の國債と交換する事亦代民總會の明許と要す可一
第十一章 積書の本年終る時も政府其會計と辨解を代
民總會より送る

第十二章 會計辨解宜しく左の四件を明晰とす可一

第一 各局各部の出費積書の額と踰ぎり一事

第二 出費も皆有用の國事より供し且舊來の典令によ合せ一事

第三 収納の督責正當あり一事

第四 一切收入の辨解正當あり一事

第十三章 會計の検査極く綿密にして瑣細の出費收納

よ至る迄辨解正當あり可一

第十四章 然れ共此の如く極て瑣細ある出費收納の會計よ至る迄精密な検査を遂る事も甚煩雜ある事こそ代民總會の耐ざる所なり

第十五章 故よ各國大抵此検査を以て其專務とする所

の公會りり之と會計局と稱す

第十六章 會計局の人も國家の官吏ありと雖も其官務を行ふ了當毫も政府より束縛せらるべ其職と自治する事法士よ同トく且其官よ任せらるゝ方法格例亦法士よ同ト

第十七章 會計局の職掌大約左の如一

第一 各種の出費と積書と令典よ比較して其合否

を觀るを

第二 一切出費の証左ある領票の有無を觀るを

第三 収入の辨解當たり否をと察するを

第四 官田等國家の所領并は官庫武庫中よ見在せ

諸物と監視するより

第五 國債の管轄と監視するより

第十八章 財用の政と紀率を加へ儉約と長す可き方法
レノ故知れを直了之と政府に報告ナ可一是會計局の任
ナリ

第十九章 會計局年々其検査よ因て得る所の事實を記
レム報帖と為一政府の會計辨解よ附して之と代民總會
ア送る

第二十章 代民總會政府の辨解と會計局の報告と比較
レ之を是と一許諾する時始て當年の會計大成ナ是ヨ於
テ律法よ由モ以て其大成を定む

泰西國法論終

